

## 平成 28 年度以降における農業施策のあり方について

### 1. 背景等

- (1) 「仙台市農業基本計画」は、平成 14 年に独自計画として「21 世紀都市・仙台」の実現に向けて、本市の農業・農村が目指すべき方向を示した基本方針等を 10 年計画として策定したもの。
- (2) 平成 23 年 3 月に、東日本大震災が発生し、早期の営農再開に向けた被災農業者に対する支援が喫緊の課題となったことなどにより、震災復興計画等で打ち出した施策を優先的に推進することとし、27 年度までの方針として「震災復興期間における本市農業施策の方向性」を策定。
- (3) 震災後の地域産業の振興策の戦略デザインとして、「仙台経済成長デザイン」を平成 25 年度に策定。その中で農業振興策は「仙台農業・地域創造産業化プロジェクト」として位置付け。

### 2. 現在の主な計画等

- (1) 「震災復興期間における本市農業施策の方向性」
  - ・ 計画期間 ～27 年度
- (2) 「仙台経済成長デザイン」（仙台農業・地域創造産業化プロジェクト）
  - ・ 計画期間 平成 25 年度～平成 29 年度

### 3. 国の主な計画等

- (1) 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月（平成 26 年 6 月改訂））
  - ・ 農業施策のグランドデザイン（全体構想）と位置付け
  - ・ 「他産業との連携を通じた高付加価値化」「生産現場の強化」など 4 つの柱により「強い農林水産業」「美しい活力のある農山漁村」の実現を目指す
- (2) 食料・農業・農村基本計画（平成 12 年 3 月策定）
  - ・ 法に基づき、今後 10 年程度を見通した農政の中長期的なビジョンを示すもので、概ね 5 年ごとに見直すこととされており、現計画は、平成 22 年 3 月に閣議決定、平成 27 年 3 月に見直しの予定
  - ・ 食料の安定供給は国家の最も基本的な責務として確保する必要があるとし、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置付け
  - ・ 「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指す

### 4. 次期「(仮) 農業施策の方向性」の位置付け

農業情勢を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、国や県等の方針や施策を迅速に捉え、新たな事業等を有効に活用し、農業・農村の振興を図ることが重要であることから、「震災復興期間における本市農業施策の方向性」をベースに改訂し、

平成 28 年度以降の施策展開にあたっての基本的な方針と位置付ける。

## 5. 策定方針（次期「(仮) 農業施策の方向性」の策定にあたって）

- (1) 仙台市基本構想で掲げた都市像の創造を目指すため、農林部の施策展開にあたり目指すべき方針（骨格）等を明確にすることにより、農林業振興に資するとともに、取組内容などを農業者や市民等に広く周知。
- (2) 平成 27 年 3 月に、国において「食料・農業・農村基本計画」の見直しが予定されていることから、その内容を踏まえて、そのポイントとなるキーワード等を盛り込む。
- (3) 国等の方針を踏まえ、適宜見直しができるように位置付け、計画期間は、3～5 年を目途とする。
- (4) 次期「(仮) 農業施策の方向性」策定後の見直しについては、原則、本協議会の協議事項とする。
- (5) 「仙台経済成長デザイン」の「仙台農業・地域創造産業化プロジェクト」の方向性や個別事業等に反映。（整合性を図る）

### 【参考：体系イメージ】

#### ◆市の施策体系

##### \*仙台市総合計画

- ・基本構想 ⇒平成 23 年 3 月議決  
21 世紀半ばを展望して、仙台がめざす都市の姿
- ・基本計画 ⇒平成 23 年 3 月議決（長期的な目標）  
平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間
- ・実施計画 ⇒平成 24 年 3 月策定（中間計画）  
平成 24 年度から平成 27 年度までの取組む施策

#### ◆農林部門の施策体系

##### □「(仮) 農業施策の方向性」

⇒基本構想等の理念を踏まえ、施策展開にあたり目指すべき方針（骨格）  
期間：平成 28 年度～32 年度程度

※国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」及び「食料・農業・農村基本計画」の基本的な方向性等を反映

##### □基本計画及び実施計画に相当する具体的計画

⇒仙台経済成長デザインの「仙台農業・地域創造産業化プロジェクト」及び同デザインの個別事業に位置付け